

生活

生活に
何かと役立つ
連載コラム

Vol. 160

知恵袋

今月も
つぶやき
ます!

つぶやき
がんちゃん



齋藤 廣勝
(さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

“寄り道” 新型コロナウイルス感染者の生活防衛

今月の
テーマ

今月号は在職老齢年金の具体的な改正点を解説する予定だったが、最近「新型コロナ感染者」を取り巻く状況に多くの問題が内在している事実が判明したので、緊急にその対策を解説する必要が出てきた。今回は脱線というよりは、いったん停車して寄り道することにし、「在職老齢年金」については次号にさせていただきます。

なぜ緊急かというと、新型コロナウイルス(以下、「新型コロナ」)に感染し、自宅療養が必要になったケースでの公的な保険制度の利用や請求が漏れていたり、任意に加入する医療保険の給付金請求が可能であるにもかかわらず、手つかずになっているケースが多くみられたからである。どちらも各自が持っている権利であるのだが、請求・利用できるという情報が行き届いていないのが現状のようだ。本来、この権利行使に格差があってはならないのだが、その情報が身近に手に入る人と、そうでない人との情報格差が問題なのである。社会保険料も民間の医療保険も、出ていくものはある意味、半ば強制的に徴収・支払いが生じる。しかし、払うことと自身が目的ではないことはもちろんで、今回

のように新型コロナ感染による自宅療養などが生じた場合、傷病手当金や休業補償、医療保険への給付金請求などは、自らがアクションを起こさなければ、その権利行使は果たされないままになってしまいかねない。

ここ最近、金融リテラシーの重要性を唱えてきたが、実際問題として個々人であらゆる分野においてのリテラシーを完璧に持つことは、至難の業である。また、それぞれの生活環境の違いによっても、情報格差があることも事実だ。いくら生活環境に違いがあれども、社会保障に差があってはならないのだが、「知らないこと」「知らされないこと」は、自らの損失に繋がることにもなってしまう。改めて声を大にして言うが、「金融リテラシー」を身に付けることはもちろん、自分で情報を持っていなくても、その情報を入手する手段や相談窓口を持つことが、とりわけ重要なのである。今回の寄り道は、新型コロナ感染者の社会保障制度の利用や医療保険の請求漏れを回避するための情報発信であると同時に、情報収集の重要性を考える機会としたいものだ。

■秋田県民の動向と判断力

この度、予定の記事を先送りし、緊急に「寄り道」をするに至った主な問題は次の4つだ。

- ① 医療保険の入院給付金の請求漏れ(各保険会社)
 - ② 傷病手当金の請求(協会けんぽ等)
 - ③ 有給休暇の申請(会社)
 - ④ 休業手当(労働基準法第26条)
- ②③に関しては、本人が請求することで得られる権利である。傷病手当金に関しては会社事務方のサポートを受けられる方もいるだろうが、基本的に本人のアクションが必要となり、これを行わなければならない。④に関しては会社側の手続きによるものだが、この制度自体を良く知らない方もいると思われるので、この機会に押さえておきたい。

■医療保険(共済)の入院給付金請求
皆さんが任意で加入する多くの民間医療保険では、入院した場合に給付金が受け取れる「入院給付金」が保障されているが、今回の新型コロナ感染による請求漏れが起きているのは、「入院することなく、自宅や宿泊施設で療養した場合」だ。契約上は「入院給付金」となっているため、通常は支払いの対象とならないのだが、新型コロナ感染による自宅・施設療養の場合は事情が異なる。新型コロナ感染がまん延した当初は隔離という意味もあり、陽性者の大半が入院扱いとなっていた。その後医療体制が逼迫し、全ての感染者を入院させることが難しく

なり、軽症者に関しては自宅療養

保険と暮らしの相談センター

“ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えています。現在ご加入中の火災保険でしっかり対応できますか? ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 **トータルライフサポート**

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

● 営業時間 / 9:30~18:00
(土・日・祝日は9:30~17:00)

● 定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611

FAX 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>



詳細はホームページでも
ご覧いただけます。

にすることを余儀なくされてしまったのである。これは本人の希望ではなく、医療崩壊を防ぐための行政や医療機関側からの指導・要請によるものであることは「ご承知の通りだ。これらのことを受け、殆どの保険会社・共済は、「新型コロナウイルス感染による自宅・宿泊療養に関しても、入院したものと同じように入院給付金を支払う」としている。しかし、ニュース等でも報道されているように、今後は制限される気配だが、ひと頃とは重症度なども異なり、致しかたないのかもしれないが現時点での対象者は請求手続きをお忘れなく…」

余談ではあるが、生保・損保に限らず、保険金請求の事故・事由が発生していながらも、保険金請求の情報を待たないまま未請求になってしまっているケースが少なくない。かつて、東日本大震災による住宅への被害がありながらも、10年を過ぎてから請求はしたものの、時効であることを理由に支払ってもらえなかったという事例もあった。同じようなことにならないためにも、情報収集に注力いただきたい。

■ 傷病手当金の請求

【傷病手当金とは】

厚労省では、傷病手当金を次のように定義している。そして、この度の新型コロナウイルスの感染における「傷病手当金」の扱いの注目点は「自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している」「発熱などの自覚症状があり、療養のた

めに仕事を休んでいる等の場合についても、傷病手当金の支給対象となりえます。」としているところだ。しかしながら、これらのことを知らずに請求をしていないことが危惧される。先に述べたように、所属する会社の事務方のサポートを受けている方もいるだろうが、そうでない方も少ないはずだ。

【支給要件】

支給の対象となるのは、次の条件をすべて満たしたときに支給される。

①業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと

※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象

②4日以上仕事を休んでいること
※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後(待期間)、4日目以降の仕事を休んだ日について支給

※待期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含む

【支給額】

(傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12ヵ月の標準報酬月額を平均した額)÷30日×3分の2となる。

会社側が休んだ期間に対し給与を支払っている場合、その部分に対しては対象にならない。

■ 年次有給休暇の利用

有給休暇など取ったことが無いという強者もいるかもしれないが、そういう方こそ、今使うべきなのかもしれない。傷病手当金

と年次有給休暇を同時に使うことは出来ないが、あえて年次有給休暇を取得する選択もあり得る。年次有給休暇とは、一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を保障するために付与される休暇のこととで、「有給」で休むことができ、すなわち取得しても賃金が減額されない休暇とされている。

【判断の分かれ目は】

年次有給休暇は休みの理由の如何にかかわらず取得できるもので、特段の事由が無い限り事業主はその請求を拒んではならず、病気やケガに限らず、旅行やレジャーにも利用できる点がポイントだ。今回のコロナ感染の場合、どちらを選択するのも有りだが、その判断の分かれ目をどう考えたら良いのだろうか？有給休暇は、その名の通り、休んでも給料の減額はないが、傷病手当金は標準報酬月額の平均額の2/3になってしまふ。年次有給休暇が殆ど消化されずにたっぷり残っているという方であれば、「こころ」とばかりに有給休暇を取った方が有利と考えられる。一方、残余日数が少なく、この先、プライベートでの取得が考えられるのであれば、傷病手当金を選択し有給休暇は温存しておくという判断になるだろうか。何れにしても、どちらを選択するかは、それぞれの状況によって異なるし、何より制度自体を知らなければ、適切な判断そのものが出来ない、ということが最悪なのである。

■ 休業手当(労働基準法第26条)

労働基準法第26条では、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、会社は、休業期間中に休業手当(平均賃金の6割以上)を支払わなければならないとされている。

「休業手当の支払いが必要となる主な例」

・会社が、発熱などの症状があると
いう理由だけで、労働者に一律に仕事を休ませる措置をとる場合
・会社が、「帰国者」や新型コロナウイルス感染者との「接触者」である労働者について、労働者が「帰国者・接触者相談センター」に相談した結果、職務の継続が可能と言われたにもかかわらず、会社の判断により休ませる場合

こちらは、本人の選択というよりは会社の体制や判断によるところが大きいので、制度自体を知っておきたい。

■ 適切な情報収集を

最近の感染者数は高止まりしており、今やいつ誰が罹ってもおかしくない状況と言える。どんな状況下にあっても適切な情報収集を行い、生活の安定と防衛に努めなければならぬ。知らないまま損をする「ことだけは避けたいものだ。」

■ 来月号は

今度こそ、在職老齢年金の具体的な改正点を解説します。